



土田会計事務所より耳より三二情報！

平成25年 4月

平成 25 年度税制改正法が公布されました

新年度も始まり皆様いかがお過ごしでしょうか。税制度のほうも新年度に合わせて、3月29日平成25年度税制改正法が参議院で可決成立し政省令ともに30日付けで公布されました。今回の税制改正で新たに創設されました設備投資に伴う税制措置をご紹介します。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

青色申告書を提出する資本金の額が1億円以下の中小企業等が、経営改善に関する指導及び助言を受け、店舗改修等の設備投資を行った場合、その取得価額に対して、特別償却又は税額控除を受けることができる制度です。

1. 指定業種

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業

2. 対象設備

建物付属設備(1台60万円以上)、器具備品(1台30万円以上)

3. 適用期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をし事業の用に供した資産

4. 税額控除もしくは特別償却

取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用。

*ただし税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰り越しができます。税額控除は資本金3,000万円以下の法人が対象

5. 経営改善に関する指導及び助言とは

①商工会議所や商工会、一部の銀行や信用金庫等の経営革新等支援機関からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること

②指導及び助言を受けたことを明らかにする書類に税制措置を受けようとする設備が記載されていること。

③指導及び助言を受けたことを明らかにする書類に記載された設備を実際に取得をして、中小企業等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること。

*設備投資を行う前に、支援機関等からの助言を受けて上記の書類を用意する必要があります。

6. 具体的な設備投資の例

- ・店舗内のイメージアップや集客力の拡大のための附属設備の改修や備品の購入
- ・看板やネオンサイン等広告関連器具購入
- ・レジや券売機等の購入

こちらの制度は、常時使用する従業員が1,000人以下の個人事業者の方の所得税についても適用できる制度です。対象設備の金額も少額からとなっておりますので、是非利用してみたいはいかがでしょうか。業種に関して指定がございますので、詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお問い合わせください

土田会計事務所

担当 上原昭彦

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>
e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp
TEL 03-3981-0328
FAX 03-3981-2567